

埼玉県アンサンブルコンテスト実施規定

昭和 6 3 年施行

埼玉県アンサンブルコンテスト実施規定を次のように定める。

(実 施)

第 1 条 埼玉県アンサンブルコンテスト（以下「県コンテスト」という）は埼玉県吹奏楽連盟（以下「埼吹連」という）に加盟する正会員団体が参加して毎年 1 回次の方法により実施する。

1. 県コンテストを実施区分名を付した地区大会及び県大会に分ける。
2. 各地区大会において優れた成績を納めたチームは、県大会の審査を経た後、埼吹連代表として全日本アンサンブルコンテスト西関東支部予選出場資格が与えられ、西関東吹奏楽連盟あて推薦される。
3. 各参加チームが各地区大会の内いずれに出場するかは各年毎の実施細目によって決定する。
4. 各地区大会及び県大会の会場、期日の選定及び実施に必要な事項については、毎年 8 月までに理事会において決定する。

(県 大 会)

第 2 条 各会場大会に出場した参加チームのうち、優れた成績をおさめたチームは、県大会に出場する資格が与えられる。

(部 門)

第 3 条 県コンテストの部門については次のとおりとする。

1. 中学生部門
2. 高等学校部門
3. 大学部門
4. 職場・一般部門

(参加資格)

第 4 条 各部門の参加資格は次のとおりとし、1 正会員団体につき 2 チームまで出場することができる。ただし、中学生部門において合同出場する場合は、合同後の団体から 2 チームまでの出場とする。

1. 中学生部門

構成メンバーは同一中学校に在籍し、正規の授業またはクラブ・部活動として、吹奏楽を習得している生徒、または、校内外で活動する単独校、複数校混合の団体に在籍している中学生とする。同一学内、同一団体内の小学校児童の参加は認める。少人数の団体の救済措置として、同一支部内において複数正会員団体による合同出場を認める。ただし、出場申し込み時点で合同後の 1・2 年生在籍人数が 16 名を超えない場合に限る。在籍する中学校が出場する場合、当該校の部員が他の団体に出場することは認めない。

2. 高等学校部門

構成メンバーは同一高等学校に在籍し、正規の授業またはクラブ・部活動として吹奏楽を習得している生徒とするが、同一学内の小・中学校児童生徒の参加は認める。少人数の団体の救済措置として、複数正会員団体による合同出場を認める。ただし、出場申し込み時点で合同後の 1・2 年生在籍人数が 16 名を超えない場合に限る。

3. 大学部門

構成メンバーは、同一の大学に在籍している学生（大学院生を含む）とする。ただし、管・打・コントラバス専攻学生の参加は認めない。

4. 職場・一般部門

構成メンバーは、当該団体の団員とする。ただし、次の第5条に該当するメンバーの参加は認めない。

（奏者の制限）

第5条 同一奏者が県外を含む二つ以上のチームに重複して出場することは認めない。職業演奏家の参加は、これも認めない。これに違反した正会員団体はすべてこれを失格とみなし審査の対象とならない。

（編 成）

第6条 各チームの構成メンバーは、各部門とも3名以上8名までとし、編成は、木管楽器、金管楽器、打楽器、コントラバスによるものとする。ただし次の各項は認めない。

1. 同一パートを2名以上の奏者で演奏すること。
2. 独立した指揮者をおくこと。
3. リコーダーを使用すること。
4. コントラバスのみで編成を組むこと。

（演奏曲目）

第7条 出場チームは自由曲1曲を演奏し審査を受けるものとする。ただし、組曲は1曲とみなす。

（演奏時間）

第8条 演奏時間は5分以内とし、これを超過する場合は失格とし、審査の対象とならない。

（出場申し込み）

第9条 県コンテストに出場を希望する団体は、実施に先立ち、その年毎の実施細目によって決定された方法により、出場申し込みを行うものとする。

（申し込み内容の変更）

第10条 申し込み内容の変更は原則として認められないが、止むを得ず次の項目について変更をする場合は、コンテスト実施の前日までに理事長へ、団体長による書面申請を行い、承認を得ることとする。なお、口頭または電話のみによる申請は原則としてこれを認めない。本条の手続きを行わずコンテストに出場した場合は、失格とし審査の対象とならない。

（1）編成

（2）演奏曲目。ただし、著作権法上演奏が認められない場合に限る。

（出場会場および出演順序）

第11条 各チームの出場会場および出演順序は、その年毎の県コンテスト出場団体打ち合わせ抽選会において決定する。

（審 査 員）

第12条 審査員は審査員選考委員会が人選し、理事長がこれを委嘱する。

審査員の数は、原則として各地区大会においては5名、県大会においては7名とする。

ただし、委嘱後において審査員各個人の事由により審査不可能の状態が生じ、運営委員会がこれを補充困難と認めた場合は、減員のまま審査を行うものとする。

2. 審査員の互選により審査委員長1名を定め、審査員の統轄を運営委員会が依頼する。

(審査方法)

第13条 審査方法は別に定める審査内規による。

(表彰)

第14条 審査により、原則として、全チームに賞を与え上位より、金賞、銀賞、銅賞とする。

(受賞の取り消し)

第15条 コンテスト終了後、参加チームの出場資格に疑義を生じた時は、運営委員会がこれを調査審議し、その答申に基づき理事長は入賞を取り消すことができる。

(県大会・西関東大会への推薦)

第16条 県大会、西関東大会への推薦は、参加チームの賞にかかわらず、あらかじめ定められた代表数が、高得点のチームより推薦される。

(県大会と県代表)

第17条 地区大会を行う部門においては、その年ごとの実施要項で定められた比例配分に従って実施する。
県大会において県連盟の推薦を得たチームは、埼玉県代表として西関東アンサンブルコンテストに出場する。

2. 中学生部門において、前年度の全日本アンサンブルコンテストに出場したチームが所属していた地区の地区大会は、そのチームの数だけ県大会への出場数を増加できる。ただし、それ以外の増加は認めない。
3. 高等学校部門においては、原則として比例配分とするが、地区代表の最後のチームに同点が出た場合1チームのみ代表を増やすことができる。

(出場に関する費用)

第18条 各地区大会および県大会、西関東アンサンブルコンテスト、全日本アンサンブルコンテスト出場に関する一切の費用は、該当正会員団体ごとに負担する。

(補則)

第19条 運営委員の選出ならびに業務分担、および審査員選考委員の選出ならびに業務分担などについては、埼玉県吹奏楽コンクール実施規定に準ずる。

(本規定の改廃)

第20条 本規定は埼玉連理理事会の決議により改定することができる。
本規定は、昭和63年度県コンテスト実施の時から適用する。

2. 平成7年4月25日から一部変更施行するものとする。
3. 平成8年4月27日から一部変更施行するものとする。
4. 平成9年4月25日から一部変更施行するものとする。
5. 平成10年4月24日から一部変更施行するものとする。
6. 平成11年4月23日から一部変更施行するものとする。
7. 平成15年4月30日から一部変更施行するものとする。

8. 平成21年4月28日から一部変更施行するものとする。
9. 平成22年4月27日から一部変更施行するものとする。
10. 平成23年3月1日に一部改正し、平成23年度の実施より適用するものとする。
11. 平成25年2月12日に一部改正し、平成25年度の実施より適用するものとする。
12. 平成25年10月8日に一部改正し、平成26年度の実施より適用するものとする。
13. 平成29年2月14日に一部改正し、平成29年度の実施より適用するものとする。
14. 令和4年4月26日に一部改正し、令和4年度の実施より適用するものとする。
15. 令和5年4月26日に一部改正し、令和5年度の実施より適用するものとする。
16. 令和6年2月 6日に一部改正し、令和6年度の実施より適用するものとする。
17. 令和7年2月 4日に一部改正し、令和7年度の実施より適用するものとする。
18. 令和8年9月29日に一部改正し、令和8年度の実施より適用するものとする。